

○九州工業大学職務発明取扱規程

平成16年 3月17日
九工大規程第35号

改正 平成17年 3月2日九工大規程第 7号
平成17年12月 7日九工大規程第42号
平成18年10月 1日九工大規程第40号
平成19年 5月 1日九工大規程第32号
平成21年 3月 2日九工大規程第 3号
平成23年 5月11日九工大規程第28号
平成27年 3月 4日九工大規程第30号
平成27年 3月19日九工大規程第42号
平成28年 3月17日九工大規程第17号

九州工業大学職務発明取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人九州工業大学(以下「本学」という。)の役員及び職員(以下「職員等」という。)が行った発明等の取扱いを規定することによって、発明者の権利を保障するとともに知的財産権の適正な管理を実現することにより、発明等の促進、研究意欲の向上及び成果の普及を図り、もって本学の教育と研究の向上及び産業技術への貢献に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「産業財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)及び外国における各権利に相当する権利

(2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案を受ける権利及び外国における各権利に相当する権利

(3) 第1号に規定する以外の知的財産権については、別に定める。

2 この規程において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明及び実用新案権の対象となるものについては考案をいう。

3 この規程において「職務発明」とは、職員等が行った発明等であって、その内容がその発明等を行った職員等が所属し、又は所属した本学の所掌する業務の範囲に属するもののうち、その発明等をするに至った行為が本学におけるその職員等の現在又は過去の職務に属し、かつ、特別な研究経費又は特別な研究設備を用いて行ったものをいう。

4 この規程において「発明者」とは、職員等として職務発明を行った者をいい、当該職員等と共同して当該職務発明を行った九州工業大学の学生又は職員等以外の者がいる場合は、これも含むものとする。

5 この規程において「実施」とは、特許法第2条第3項に規定する行為及び実用新案法第2条第3項に規定する行為をいう。

6 この規程において「意匠権」とは、意匠法(昭和34年法律第125号)、「商標権」とは商標法(昭和34年法律第127号)、「種苗権」とは種苗法(平成10年法律第83号)に規定する権利をいう。

7 この規程において「ノウハウ」とは、案出者が帰属を本学に委譲したものをいう。

(権利の帰属)

第3条 職務発明に係る産業財産権は、原則として、本学に帰属するものとする。

2 職務発明の発明者に職員等以外の者が含まれる場合は、当該職員等以外の者との契約締結により産業財産権の帰属を規定する。

3 学長及び職員等は、職務発明の権利の帰属、産業財産権の譲渡又は実施許諾等に関連して、第三者との共同研究、受託研究、寄附講座等の契約による定めがある場合は、これを遵守しなければならない。

(発明等の届出)

第4条 職員等は、産業財産権に係る発明等を行ったときは、それが職務発明であるか否かの見解、見解が否の場合はその理由を記入し、発明等の届出書（別記様式。以下「届出書」という。）を速やかに学長に提出するものとする。

2 発明の届出を行った職員等（以下「届出者」という。）が、前項の届出に係る発明等を産業財産権の取得以外の方法により成果の普及を図ろうとするときは、その理由及び取り扱いについて、併せて発明等の届出書に記入するものとする。

（職務発明の認定）

第5条 学長は、前条の届出者の職務発明に関する見解、第2条第3項に規定する職務発明の規定及びその他定める基準等に基づいて、適正に職務発明の認定を行うものとする。ただし、学長は、届出者の職務発明ではないという見解にもかかわらず職務発明と認定しようとする場合は、届出者と協議するものとする。

2 学長は、職務発明の認定結果を速やかに届出者に通知するものとする。

3 職務発明ではないという認定を受けた当該発明等に係る産業財産権は、発明者に帰属するものとする。

4 学長は、前項の発明者帰属の産業財産権であっても、発明者が本学への譲渡を希望すれば、機関帰属として取り扱うことができる。

（産業財産権の出願等）

第6条 学長は、職務発明について、産業上の利用価値、産業財産権の成立性及び産業財産権取得以外の方法により成果の普及を図ろうとする妥当性の観点等から、出願するか否かを検討し、その結論を速やかに届出者に通知するものとする。

2 学長は、第4条第2項の発明等を産業財産権の取得以外の方法により成果の普及を図ろうとする届出にもかかわらず産業財産権を取得しようとする場合は、届出者と協議するものとする。

3 本学が産業財産権として出願する通知を受けた届出者は、必要に応じ産学連携・URA領域知的財産部門、外部協力機関、特許事務所等の支援を得て出願に必要な書類を作成し、学長に提出するものとする。

4 本学が出願しない発明等に係る産業財産権を受ける権利は、発明者に帰属するものとする。

5 学長は、発明者、特許事務所及びその他関係者等と協議して速やかに出願等の手続きを行い、適正に管理するものとする。

6 学長は、発明者に対し、前項の職務発明に係る公表を、最長で、産業財産権公開までの期間行わないことを求めることができる。

7 学長は、出願等の手続きが完了したときは、その旨を速やかに届出者に通知するものとする。

（外国出願等）

第7条 学長は、日本国に出願した産業財産権について、優先権の主張が有効な期限内に届出代表者、発明者及び実施に係る関係者等と協議のうえ外国出願の必要性について検討し、必要と判断されたものについては、適正な手続きを行うものとする。

2 前項の検討の結果、外国出願する場合は、発明者は、必要書類への署名、捺印、明細書の修正等について協力するものとする。

3 特許協力条約（PCT）によって外国出願した案件が国際段階から国内段階への移行される場合についても前2項に準じるものとする。

（審査請求）

第8条 学長は、出願した産業財産権について適性に審査請求するものとする。

2 審査請求の結果、特許庁から拒絶理由通知又は拒絶査定がなされた場合の措置について、抗弁、補正又は分割出願等により成立を目指す場合は、発明者はその対応に協力するものとする。

（維持）

第9条 学長は、発明者及び実施に係る関係者等と協議のうえ日本国及び外国で登録になった産業財産権の権利維持の必要性について検討したうえで、適正に手続きを行うものとする。

（発明の返還）

第10条 学長は、日本国に出願した産業財産権の取り扱いについて、次の各号の一に該当する場合は、届出者に速やかに通知するものとし、発明者が要請する場合は、発明者に当該産業財産権を譲渡するものとする。学長は、譲渡手続きにおいて権利等を喪失することの無いよう迅速に便宜を図るものとし、譲渡経費は譲り受ける発明者の負担とする。

(1) 第8条第1項において審査請求しない決定がなされた場合

(2) 第8条第2項において拒絶理由又は拒絶査定に応答しない決定がなされた場合

(3) 第9条において登録された産業財産権の維持をしない決定がなされた場合

2 学長は第7条第1項において外国出願しない決定がなされた場合は、届出者に速やかに通知するものとし、発明者が要請する場合は、発明者に外国に出願する権利を譲渡するものとする。

(第三者の特許及び実施行為への対抗措置)

第11条 本学が所有する産業財産権及び出願予定の産業財産権に関連し、実施の障害となるような第三者の産業財産権への情報提供や無効審判又はその他の手段を講じることを希望する職員等は、その旨を学長に申し出ることができる。

2 本学が所有する産業財産権に関連し、第三者の侵害行為に対する権利行使を希望する職員等は、その旨を学長に申し出ることができる。

3 学長は、前項の申し出があった場合は、関係者と十分協議したうえ、必要と認められる場合は適切な措置を講じるものとする。

(特許補償)

第12条 学長は、産業財産権の実施、実施許諾又は譲渡等の活用により、本学が収入を得たとき、別表第1に定める特許補償基準により発明者に対して補償金を支払うものとする。

2 前項の場合において、発明者が複数いる場合の発明者間の配分率は、届出書に記された発明への貢献率によるものとする。

(技術移転成功報酬)

第12条の2 学長は、研究支援推進員及び技術移転アソシエイト会員（以下「研究支援推進員等」という。）が産業財産権の実施、実施許諾又は譲渡等の活用などの技術移転活動を行い、本学が収入を得たときは、別表第2に定める技術移転成功報酬基準により研究支援推進員等に対して技術移転成功報酬を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究支援推進員が自己の業務として技術移転を行ったときは、技術移転成功報酬支払いの対象にはしないものとし、学長は、必要に応じ発明審査委員会に研究支援推進員の業務であるか否かの判定を行わせるものとする。

(特例)

第13条 学長は、発明者が起業、兼業（退職も同様）、ベンチャー企業への技術移転等により産業財産権を活用することによって成果の普及を推進しようとする場合は、発明者へ産業財産権の譲渡等について、特別な措置を講じることができる。

(秘密の保持)

第14条 学長及び職員等は、産業財産権に関して、その内容並びに本学及び職員等の利害に関係ある事項について、必要な期間中、それらの秘密を守らなければならない。

(職員等以外の取り扱い)

第15条 この規程は、別途契約がある場合又はその他の理由により必要と認められる場合は、職員等以外の者にも準用できるものとする。

2 職務発明に関し、この規程が定める権利及び義務は、職員等が退職等により本学に在籍しなくなった後も有効とし、死亡した場合は相続人は権利を承継することができるものとする。

(産学連携・URA領域長への委任)

第16条 学長は、この規程に規定する事務の全部又は一部及びそれらに付帯する業務を領域長に委任することができる。

(その他)

第17条 意匠権、商標権、種苗権、ノウハウに関する知的財産権については、法律、制度等の相違点に対応して内容修正のうえ、この規程を準用することができるものとする。

2 学長は、この規程に規定しない知的財産権について、その取り扱いを定める必要のあるときは、必要な措置を講ずる。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 九州工業大学発明規則（昭和53年九工大規則第13号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年3月2日から施行する。
- 2 この規程による改正前の様式は、この規程の施行の日から1年間はこれを使用することができる。

附 則

この規程は、平成17年12月 7日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 5月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

特許補償基準

本学の収入額（注1②）	発明者+研究室への配分（注3）	大学への配分
1,000万円未満の金額（注2）	50%	50%
1,000万円以上の金額（注2）	40%	60%

別表第2（第12条の2関係）

技術移転成功報酬基準

活動内容	研究支援推進員等への成功報酬額
九州工業大学ビジネスプランコンテストにおいてグランプリを獲得した技術移転活動	本学の収入額（注1①）の20%以内
九州工業大学ビジネスプランコンテストにおいて特別賞を獲得した技術移転活動	本学の収入額（注1①）の15%以内
上記以外の技術移転活動	本学の収入額（注1①）の10%以内

（注1）①技術移転成功報酬については、産業財産権の出願、登録、維持に要した経費及び活用に関してTL0等の外部機関を利用する場合や外部機関との共同出願の場合は外部機関への配分を除いた額とする。②特許補償基準については、①の控除額及び技術移転成功報酬を控除した額とする。

（注2）収入が一時金であっても、ランニングであっても、その形態を問わず、累計額が1,000万円未満の場合、（発明者+研究室）：大学の配分率を50：50とし、1,000万円以上となった場合、その超過分における配分率を40：60とする。

（注3）発明者+研究室への配分の中からの研究室への配分は、発明者が（発明者が2人以上いる場合は一致して）決定し、特許出願時に本学と契約するものとするが、発明者と研究室の配分のいずれかが80%を超えないことを原則とし、80：20、50：50、又は20：80が推奨される。

なお、発明者が研究室に在籍しなくなった場合は、契約当初の研究室への配分も含めて当該発明者に配分するものとする。